

泉南市防災計画

平成29年3月修正

泉南市防災会議

第 1 編 総則編

第1編 総則編 目次

第1章 計画の目的と概要	1
第1節 目的	1
第2節 計画の概要	1
第2章 防災責任者の責務	3
第1節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第2節 住民、事業者の基本的責務	11
第3章 泉南市の災害環境	13
第1節 泉南市の概況	13
第2節 自然災害の誘因	14
第3節 災害履歴	20
第4節 市域の災害特性	21
第4章 災害の想定	22
第1節 地震・津波被害の想定	22
第2節 風水害及びその他災害の想定	27
第5章 防災ビジョン	28
第1節 市の防災課題	28
第2節 防災ビジョン	29

第1章 計画の目的と概要

第1節 目的

泉南市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第10号ロによる地域防災計画であり、法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（最終改正：平成25年法律第87号）第5条の規定に基づき泉南市防災会議が定める計画であって、泉南市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市及び市内外の関係機関その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し、防災活動の総合的かつ有機的な推進を図ることを目的とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画（関西国際空港地区）によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業者が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図る。

【資料 1-1-1-1】 泉南市防災会議条例

【資料 1-1-1-2】 泉南市防災会議委員一覧表

【資料 1-1-1-3】 泉南市防災会議運営要綱

第2節 計画の概要

1 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 総則編

市、関係機関等の責務と、災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱、想定される災害被害等について定める。

(2) 災害予防計画編

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置について基本的な計画を定める。

(3) 地震・津波災害応急対策編

地震・津波発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、市及び関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。また、南海トラフ地震防災対策推進地域について

て、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項及び南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。

(4) 風水害等災害応急対策編

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。また、林野火災をはじめ市街地や中高層建築物等の災害、危険物等災害、大規模交通災害などの突発重大事故をはじめ、不測の災害に対応するための市及び関係機関の活動内容を定める。

(5) 災害復旧・復興対策編

災害発生後における住民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

2 大阪府地域防災計画等との関係

この計画は、大阪府地域防災計画及び大阪府水防計画との整合性と関連性を有するものである。

3 計画の修正及び周知徹底

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえつつ継続的にP D C Aサイクル（※）を適用して、絶えず災害対策を検討し、必要があると認められるときはこれを修正する。

また、計画の修正にあたっては、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、市、大阪府及び指定公共機関は、各計画相互の調整、府から市に対する助言等を通じて、防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

この計画は、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者に熟知させるとともに、地域住民に対しても周知徹底を図る。

（※）P D C Aサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

4 計画の細部の事項

この計画に基づく防災上の諸活動を行うにあたって、必要な細部の事項については、関係機関において定める。

第2章 防災責任者の責務

第1節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

泉南市、大阪府及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 泉南市

(1) 総合政策部

- ア 防災対策の総合調整に関すること。
- イ 防災会議の事務に関すること。
- ウ 災害対策本部会議の事務に関すること。
- エ 防災に係る教育、訓練に関すること。
- オ 関係機関との連絡調整に関すること。
- カ 気象並びに災害情報の収集、伝達に関すること。
- キ 自主防災組織に関すること。
- ク 通信連絡の確保に関すること。
- ケ 被害状況及び活動状況の統括並びに関係機関への報告に関すること。
- コ 災害に関する広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
- サ 災害状況の記録に関すること。
- シ 職員の現状把握及び動員配備計画に関すること。
- ス 職員に対する物資の配給に関すること。
- セ 災害救助法に関すること。
- ソ 災害対策を実施するための必要な労働者等の確保に関すること。
- タ 関係機関等の災害視察に関すること。
- チ 災害見舞の応接に関すること。
- ツ 泉州南消防組合との連絡調整に関すること。
- テ 復旧・復興の基本方針に関すること。

(2) 総務部、行革・財産活用室、会計課

- ア 庁舎の整備及び維持管理に関すること。
- イ 災害対策用車両の配車に関すること。
- ウ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- エ 土地家屋等の被害調査に関すること。
- オ 被災者に対する市税の減免に関すること。
- カ 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関すること。

- キ 市の災害起債及び災害融資に関すること。
- ク 災害関係費の収入及び支出に関すること。
- ケ 義援金品の受付及び配分に関すること。
- コ 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関すること。

(3) 市民生活環境部

- ア 災害応急食料の調達及び配分に関すること。
- イ 被災者及び職員に対する炊き出しに関すること。
- ウ 災害危険箇所の予防計画に関すること。
- エ 商工業の被害調査及び復旧対策に関すること。
- オ 商工業者のり災証明の発行及び融資に関すること。
- カ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- キ 農林水産業の被害調査及び復旧対策に関すること。
- ク 災害用農林漁業金融斡旋に関すること。
- ケ 水防活動に関すること。
- コ し尿汲取りの応急処理に関すること。
- サ 仮設トイレの設置に関すること。
- シ 遺体の収容等に関すること。
- ス 指定避難所・応急仮設住宅等の防疫・衛生管理に関すること。
- セ 災害時における清掃計画に関すること。
- ソ 被災地域のごみ、瓦礫等の応急処理に関すること。
- タ 泉南清掃事務組合との連絡調整に関すること。

(4) 健康福祉部

- ア 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- イ 泉南市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- ウ ボランティア組織の活動支援等に関すること。
- エ 要配慮者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。
- オ 被災者に対する衣料等生活必需物資の供給に関すること。
- カ 被災者に対する福祉年金受給者取得制限の緩和に関すること。
- キ 低所得世帯の被災者に対する世帯更生資金等の貸付に関すること。
- ク 遺体の収容等に関すること。
- ケ り災証明の発行に関すること。
- コ 災害見舞金、災害弔慰金及び災害援護資金の貸付に関すること。
- サ 被災者に対する拠出年金保険料の免除に関すること。
- シ 医療機関の被害調査に関すること。
- ス 災害時における医療計画に関すること。

- セ 救護所の設置及び救護班の編成に関する事。
- ソ 救護所及び現地における傷病者の応急治療及び救護に関する事。
- タ 医師会等との連絡調整に関する事。
- チ 疾病、負傷者の調整及び収容に関する事。
- ツ 保育機能の復旧に関する事。
- テ 指定避難所・応急仮設住宅等の防疫・衛生管理に関する事。

(5) 都市整備部

- ア 災害危険箇所の予防計画に関する事。
- イ 道路、公園等の整備に関する事。
- ウ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
- エ 水防活動に関する事。
- オ 緊急交通路の確保及び交通規制の連絡調整に関する事。
- カ 建築物等の耐震化及び火災予防に関する事。
- キ 住宅の災害復興対策の企画に関する事。
- ク 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事。
- ケ 被災者応急用建築資材の確保、斡旋に関する事。
- コ 緊急時における市内土木建築等業者への協力依頼に関する事。
- サ 被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定士の受入れに関する事。
- シ 建築制限に関する事。
- ス 復興都市づくりに関する事。

(6) 人権推進部

- ア 災害に関する苦情の受付及び処理に関する事。
- イ 住民の災害相談に関する事。
- ウ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。

(7) 上下水道部

- ア 災害危険箇所の予防計画に関する事。
- イ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
- ウ 水道事業の災害復旧資金計画に関する事。
- エ 断水時における広報宣伝に関する事。
- オ 断水地区への臨時給水に関する事。
- カ 災害時における送配水の確保に関する事。
- キ 災害時における水道施設の巡視に関する事。
- ク 下水道施設、河川、水路等の整備に関する事。
- ケ 水防活動に関する事。
- コ 浸水対策に関する事。
- サ 南大阪湾岸南部流域下水道事務所との連絡調整に関する事。

- シ 災害応急対策、資材の調達に関すること。
- ス 緊急時における市内上水道業者への協力依頼に関すること。

(8) 教育部

- ア 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- イ 避難所の設置、管理及び運営指導等に関すること。
- ウ 避難所の調査及び名簿の作成に関すること。
- エ 避難者の救護状況の調査に関すること。
- オ 避難者の誘導に関すること。
- カ 教育機能の復旧に関すること。
- キ 災害時における児童の応急教育に関すること。
- ク 被災小中学生、園児に対する学用品の調達及び支給に関すること。
- ケ P T A等教育関係団体への協力要請に関すること。
- コ 災害時における児童の応急給食に関すること。
- サ 被災者への炊き出しに関すること。

2 泉州南消防組合

- ア 火災予防対策に関すること。
- イ 消防力の充実強化に関すること。
- ウ 消防資機材等の点検及び整備に関すること。
- エ 消火、救急、救助活動に関すること。
- オ 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。
- カ 災害情報等の収集及び広報に関すること。
- キ 広域消防応援等の要請・受入れに関すること。
- ク 被害状況の調査、集計及び報告に関すること。
- ケ 災害対策本部との情報連絡に関すること。

3 消防団

- ア 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること。
- イ 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること。
- ウ 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること。

4 大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 岸和田土木事務所

ア 府所管公共土木施設の防災対策、水防活動、洪水予警報等の伝達及び被災施設の復旧等に関すること。

イ 水防警報及び水位到達情報の伝達並びに水防活動に関すること。

(3) 泉州農と緑の総合事務所

ア ため池に関する水防対策に関すること。

イ 山地災害対策に関すること。

(4) 阪南港湾事務所

府直轄港湾施設及び海岸保全施設の災害予防、保全管理、災害応急対策、復旧対策等に関すること。

(5) 泉佐野保健所

ア 災害時における保健衛生活動に関すること。

イ 地域災害医療本部の設置に関すること。

(6) 南大阪湾岸南部流域下水道事務所

流域下水道施設の防災対策、水防活動及び被災施設の復旧等に関すること。

(7) 漁港管理事務所

ア 漁港施設の管理、災害応急対策、復旧対策に関すること。

イ 災害時の海上ルート輸送について、耐震岸壁等施設の開放及び支援・協力に関すること。

5 大阪府泉南警察署

ア 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。

イ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。

ウ 交通規制・管制に関すること。

エ 広域応援等の要請・受入れに関すること。

オ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。

カ 犯罪の予防、取締りその他治安の維持に関すること。

キ 災害資機材の整備に関すること。

6 指定地方行政機関

(1) 近畿農政局 大阪地域センター

応急用食料品及び米穀の供給に関すること。

(2) 大阪航空局 関西空港事務所

ア 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。

イ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。

ウ 空港施設の応急点検体制の整備に関すること。

エ 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。

オ 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。

(3) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地、岸和田海上保安署）

ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。

イ 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること。

ウ 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること。

エ 海難救助体制の整備に関すること。

オ 海上交通の制限に関すること。

カ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること。

キ 海難の援助及び危険物等の海上流出油対策に関すること。

ク 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。

ケ 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること。

(4) 泉佐野公共職業安定所

災害時における労働力確保対策に関すること。

(5) 近畿地方整備局 大阪国道事務所南大阪維持出張所

ア 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること。

イ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。

ウ 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。

エ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

オ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。

カ 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関すること。

7 陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊

ア 防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

イ 災害派遣に関すること。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社 泉南郵便局

ア 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。

イ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。

ウ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

(2) 西日本旅客鉄道株式会社 和泉砂川駅

ア 鉄道施設の防災管理に関すること。

イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。

ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

(3) 西日本電信電話株式会社 大阪支店

ア 電気通信施設の整備と防災管理に関すること。

イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること。

エ 災害時における重要通信確保に関すること。

オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。

カ 被災電気通信設備の復旧事業の推進に関すること。

キ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

(4) 日本赤十字社 大阪府支部

ア 災害医療体制の整備に関すること。

イ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。

ウ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。

エ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

オ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。

カ 救助物資の備蓄に関すること。

(5) 西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所

ア 管理道路の整備と防災管理に関すること。

イ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。

ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。

エ 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

(6) 大阪ガス株式会社 導管事業部南部導管部

ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。

イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。

ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。

エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

(7) 日本通運株式会社 泉州支店

ア 緊急輸送体制の整備に関すること。

イ 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

(8) 関西電力株式会社 岸和田営業所

ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。

イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。

ウ 災害時における電力の供給確保に関すること。

エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

(9) 新関西国際空港株式会社

- ア 空港周辺の航空機災害の予防に関する事。
- イ 空港施設の応急点検体制の整備に関する事。
- ウ 空港周辺の航空機災害の応急対策に関する事。
- エ 災害時における輸送確保の協力に関する事。
- オ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関する事。

(10) 南海電気鉄道株式会社 泉佐野駅

- ア 鉄道施設の防災管理に関する事。
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。

(11) 一般社団法人大阪府LPガス協会 泉南支部

- ア LPガス施設の整備と防災管理に関する事。
- イ 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事。
- ウ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事。
- エ 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事。

(12) 大阪広域水道企業団

- ア 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事。
- イ 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事。
- ウ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事。
- エ 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事。
- オ 応急給水及び応急復旧に関する事。
- カ 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人泉佐野泉南医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
- イ 負傷者に対する医療活動に関する事。

(2) 岡田浦漁業協同組合及び樽井漁業協同組合

組合員の災害予防、災害時の物資輸送協力及び災害応急対策並びに応急復旧に関する事。

(3) 泉南清掃事務組合

ごみ処理業務における防災管理、ごみ処理施設の災害予防整備、災害時のごみ処理、ごみ処理施設の応急対策及び復旧に関する事。

(4) 泉南市区長連絡協議会

- ア 自主防災組織結成協力に関すること。
- イ 災害情報の収集協力に関すること。
- ウ 緊急避難の場合の協力に関すること。
- エ 市の実施する災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策への協力に関すること。

(5) 泉南市自主防災組織連絡協議会

- ア 自主防災組織の連絡調整に関すること。
- イ 市の実施する災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策への協力に関すること。

(6) 泉南市社会福祉協議会

- ア 災害時における福祉に関すること。
- イ ボランティアの防災活動支援に関すること。

(7) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

各々の掌握事務についての防災対策に関すること。

【資料 1-2-1-1】 関係機関指定電話及び防災行政無線一覧表

第2節 住民、事業者の基本的責務

1 住民の基本的責務

「自らの安全は自ら守る（自助）」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助のほか、関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

また、住民は「自分たちのまちは、自分たちで守る（共助）」の考え方に立ち、平常時から自主防災組織等の結成や参画、各種防災訓練への参加に努めるとともに、災害時には初期消火活動や、近隣の負傷者及び避難行動要支援者等への援助、避難所の自主的運営等のほか、関係機関が行う防災活動との連携・協力を努める。

2 事業者の基本的責務

事業者は、自助・共助の考え方に立ち災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の作成、防災体制の整備、防災訓練、事業者の耐震化、予想被害からの避難計画や復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、

第1編 総則編

第2章 防災責任者の責務

国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策への協力に努める。

第3章 泉南市の災害環境

第1節 泉南市の概況

1 位置・面積・地勢・人口等

本市は大阪府の南部、大阪都心部から40～50kmの距離に位置し、市域の北西は大阪湾に面し、北東は樫井川を境界として田尻町、泉佐野市、南東は和泉山脈を境にして和歌山県紀の川市・岩出市と、南西は男里川を境として阪南市と接している。

本市の人口は、平成18年以降減少を続けている一方、世帯数は、平成18年以降も増加を続けており、核家族化が進み、高齢のみの世帯や一人暮らしの高齢者等、災害時に支援が必要となる世帯も増加している。

【本市の人口・面積・地勢】〈平成27年2月現在〉

人口・世帯数 (住民基本台帳)	(人口) 63,889人 (世帯) 25,577世帯
面積	48.98km ² (平成27年3月18日現在)
地 勢	位置 (東経) 135° 16' 34" (北緯) 34° 21' 45" 〈市役所の位置〉
	範囲 (南北) 約11km (東西) 約8km
	標高 (最低) 0.0m (最高) 468m〈ボンデン山〉 〈市役所の標高: 23.5m〉

【付表 1-3-1-1】 国勢調査による人口推移一覧表

【付表 1-3-1-2】 地区別人口及び世帯数一覧表

2 気候

本市の気候は瀬戸内式気候区に属し、気温は年平均16℃程度で、年降水量も1,000～1,200mmと比較的温暖的な気候である。

3 地形と土地利用

市域の地形は、大きく山地部、丘陵部および平地部に分けられ、市の南縁を区切る和泉山脈に連なる山地部には低い山が多く、市域の東端を樫井川が、西端を男里川が流れ、それぞれ大阪湾に注いでいる。

山地部に続く丘陵部には開発された住宅団地が多く、古くからのため池も散在している。また、ここを走るJR阪和線の海側には歴史的の古道である熊野街道が市域を横断している。

丘陵部より大阪湾にいたる平地は、ほとんどが宅地や農地として利用され、南海電鉄南海本線と浜(孝子越)街道が並走している。また、市域の海岸部には岡田漁港、樽井漁港があり、男里

川上流の金熊寺川沿いには根来街道が通じている。

【付表 1-3-1-3】 土地利用区分

4 地形と地質の概要

本市域は、地形的には、

- ① 市域の南半分に広がる和泉山脈
- ② 和泉山脈の山麓に広がる丘陵
- ③ J R 阪和線から海側、海岸部付近にまで広がる段丘
- ④ 男里川、金熊寺川、樫井川の河川沿いと海岸部に広がる低地

に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示しており、その概要を次に示す。

(1) 和泉山脈

和泉山脈の地質は和泉層群とよばれる砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層から構成されており、和泉山脈の主軸の方向は東北東－西南西であり、和泉層群の方向性をそのまま反映している。山地内の河川はこの主軸方向と、それに直交する南北方向に発達している。

(2) 丘陵

J R 阪和線から山地側に広がる丘陵部は、段丘及び低地を含めた平野部では最も高い位置にあり、標高は40～50m程度である。地質は洪積層（大阪層群）とよばれる未固結層（砂礫、粘土）からなる。

(3) 段丘

段丘区域は、主に、J R 阪和線から海側に標高10～30mで広がる。背後の丘陵区域に比べ一段低い面を形成しているが、海岸部の低地とは明瞭な崖線で区切られている。段丘は高位段丘、中位段丘、低位段丘の3面に区分され、その中で中位段丘が最も広い区域を占め、次いで低位段丘、高位段丘の順になっている。高位段丘は面積的にはかなり狭い。

(4) 低地

海岸部及び男里川、金熊寺川、樫井川沿いには低地が分布している。海岸部の低地は三角州性の低地で標高は5m以下である。河川沿いの低地は谷底平野で、標高は樫井川沿いで20m以下、金熊寺川沿いで50m程度である。低地部分は、陸地化したあとの川的作用で堆積した陸成堆積物が、ごく表層部に分布しており、このためよく観察すると自然堤防や旧河道といった平野部の微地形を認めることができる。

第2節 自然災害の誘因

1 地震

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、

次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価し、随時公表している。

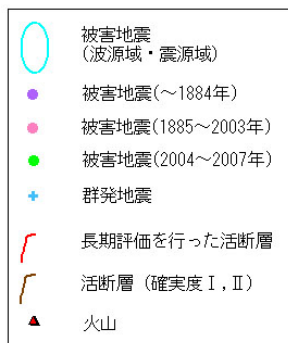
これらの事項について、平成26年1月時点で本市に関わる事項を以下に示す。

(1) 活断層の長期評価の概要

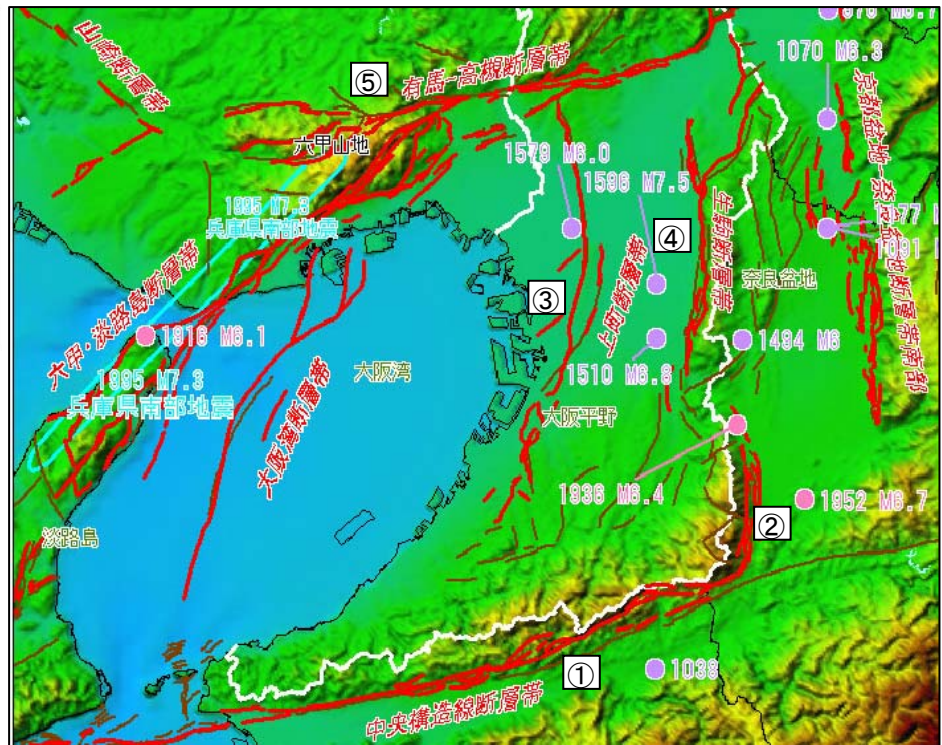
【主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成26年（2014年）1月1日）】

	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活 断層における 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
				30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
①	中央構造線断層帯 (和泉山脈南縁)	7.6～7.7程度	我が国の主な活 断層の中では高 いグループに属 する	0.06% ～14%	0.1% ～20%	0.3% ～40%	約1100年 －2300年 7-9世紀
②	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁)	6.9程度		ほぼ0%※ ～5%	ほぼ0% ～9%	ほぼ0% ～20%	約2000年 －14000年 約2000年前 －4世紀
③	上町断層帯	7.5程度		2%～3%	3%～5%	6%～10%	8000年程度 約28000年前 －9000年前
④	生駒断層帯	7.0～7.5程度		ほぼ0% ～0.1%	ほぼ0% ～0.3%	ほぼ0% ～0.6%	3000年 －6000年 1600年前 －1000年前頃
⑤	有馬－高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)		－	ほぼ0% ～0.03%	ほぼ0% ～0.07%	ほぼ0% ～0.3%

※：「ほぼ0%」は10⁻³%未満の確率値



(出典(図))：地震調査研究推進本部 地震動予測地図)



中央構造線断層帯地震について

従来中央構造線断層帯は「金剛山地東縁-和泉山脈南縁」の区間が一体として活動するとされていたが、最近の調査結果により活動履歴などに関する新たな知見が得られたことから、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会は「金剛山地東縁」と「和泉山脈南縁」の2区間に分かれることが明らかになったことを発表した（「中央構造線断層帯（金剛山地東縁-伊予灘）の長期評価（一部改訂）について」平成23年2月18日）。

地震調査研究推進本部地震調査委員会による評価の見直しにより、今後30年以内の地震発生確率は、従来の評価ではほぼ0%～5%（金剛山地東縁-和泉山脈南縁）が今回の評価では0.06%～14%（和泉山脈南縁）と高くなった。

（参考）1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	7.3	0.02%～8%	1700年～3500年

(2) 海溝型地震の長期評価の概要

調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は100～200年に1回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に100～200年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

【評価の概要（算定基準日 平成26年(2014年)1月1日）】

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率 (※)	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 (下段：ポアソン過程を適用したものを除く)
南海トラフ	8～9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	0.77	(次回までの標準的な値88.2年) 68.0年前

(※)：地震後経過率：最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると1.0となる。

(出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）概要資料 地震調査研究推進本部）

2 台風

近年、日本には、昭和の三大台風とされる室戸台風（1934年）、枕崎台風（1945年）、伊勢湾台風（1959年）ほどの強い台風は襲来していないが、気象庁気象研究所の最近の研究結果「21世紀末の将来予測」によると、「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

本市への影響は大きくなかったものの、紀伊半島に大雨災害をもたらした近年の台風の事例として平成23年台風第12号の概要を以下に示す。

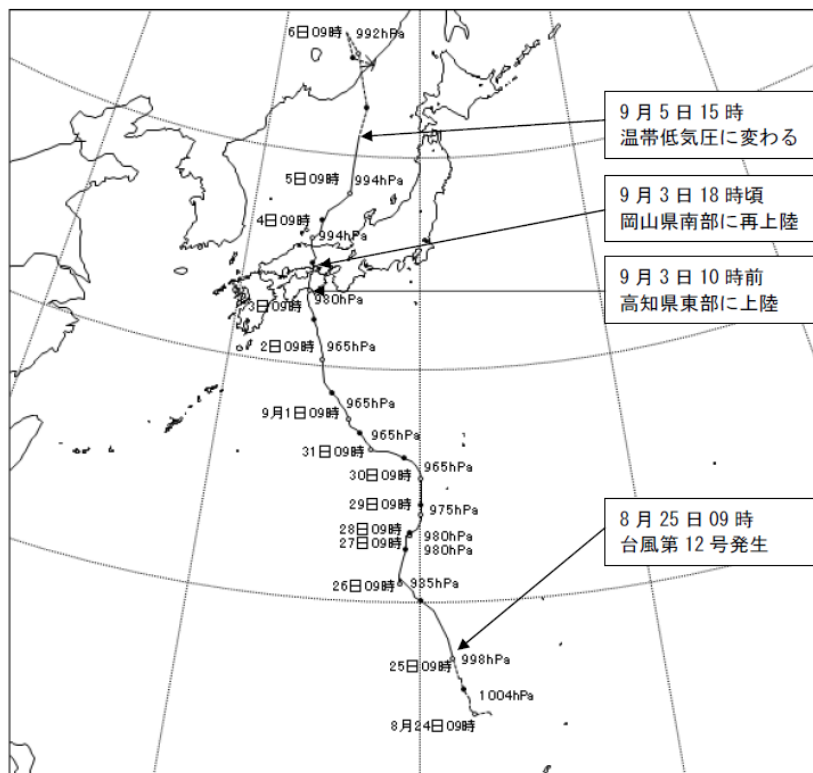
大雨災害をもたらした平成23年台風第12号

台風が南北に気温に差ができる中緯度に接近すると、台風の東側に流れる南風が暖気を北に向かって押し上げ、温暖前線が発生する。これによって、台風の進行方向前面（典型的には台風の北東側）で降水域が拡大する。台風の通り道にあたる地域では必然的に長時間にわたって雨が降り続くことになるので豪雨災害が発生しやすくなる。

これに加え、台風第12号では、台風の移動速度が遅く自転車並の速度であったこと、水平スケールが平均的な台風よりかなり大きかったことから、紀伊半島を中心に長時間の降雨が続き、記録的な大雨となり、河川のはん濫、土砂災害が多数発生した。また、紀伊半島の大雨は南東斜面地形の影響を大きく受けたものと考えられている。

総降水量は、紀伊半島を中心に広い範囲で1,000mmを超え、奈良県上北山村上北山では最大72時間降水量が1,652.5mmと、1976年からの統計開始以来の国内の観測記録である1,322mm（宮崎県美郷町神門）を上回った。

平成23年台風第12号経路図



（出典（経路図）：気象庁資料（平成23年9月7日） 台風第12号による大雨）

3 局地的大雨と集中豪雨

気象庁が1970年代後半から全国約1,300箇所の地域気象観測所（アメダス）において観測した、1時間降水量50mm及び80mm以上の短時間強雨の発生回数は増加傾向にある。

(1) 局地的大雨とは

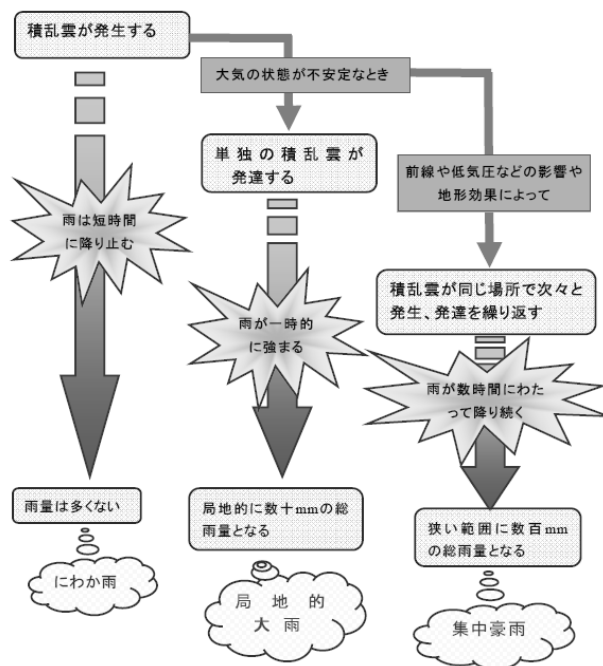
ア 局地的大雨は、大気の状態が不安定なとき、単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十mm程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から1時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。

イ 発生前の予測が困難でゲリラ豪雨と呼ばれることもある。

(2) 集中豪雨とは

ア 集中豪雨は、大気の状態が不安定なとき、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い地域に数百mmの総雨量となる。

イ 集中豪雨がどこで発生するのかは予測が困難である。



(出典 (図) : 局地的大雨から身を守るために 平成21年 2月 気象庁)

「大気の状態が不安定」とは

「下層（地表面付近）へ暖かく湿った空気が流入したとき」や「上層（上空）へ冷たい空気が流入したとき」で、下層の大気が軽く上層は重いという、このような気象状況を「大気の状態が不安定」という。

例えば地表面が太陽などで暖められることにより上昇気流が発生するが、「大気の状態が不安定」な状況では、上昇気流が強まり、積乱雲が発達し大雨になりやすい。

(3) 局地的大雨や集中豪雨による水害の特徴

局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまって降る強い雨による水害には、次のような特徴がある。

ア 短い時間で危険な状態になる

水が集まり流れる場所である河川、溪流、下水管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで、数分～数十分で危険な状態になる場合がある。

神戸市灘区の都賀川では、2008年7月28日に短時間に記録的な大雨にみまわれ、水位が10分間で約1 m30cmも上昇した。

イ 離れた場所での雨が影響する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降っていなくても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。多摩川のような大きな川でも、40分間で約30cmも水位が上昇した。

ウ 注意報や警報の発表に至らない雨でも災害が発生する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。東京都豊島区の下水道工事での事故は、大雨注意報の発表基準より少ない雨量で起きている。

(出典：局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁他)

第3節 災害履歴

本市は市街地や宅地の多くが災害危険性の低い丘陵、段丘に発達しており、自然災害の発生履歴は少ない地域といえる。市域の山地部では急斜面が発達し、丘陵部では大規模な地形改変による宅地開発が進行しているが、具体的な自然災害の履歴は少ない。

1 地震災害の履歴

近年、泉州地域に影響を与えた大規模な地震としては、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災〈平成7年1月17日〉）と南海地震（昭和21年12月21日）があるが、本市域では南海地震の被害記録はない。

過去には府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年等）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年、1995年等）及び濃尾地震（1891年）等の地震により大きな被害を受けている。特に、1854年の安政東海地震、安政南海地震等では、本市域でも震度5～6の揺れを被ったと推定される。

2 風水害の履歴

近年の風水害として、昭和57年8月3日、平成元年9月3日、同年9月19日に発生している。主に浸水災害であるが、山区域での道路、路肩、斜面の崩壊、平野でのため池の崩壊等も含まれる。

各災害の被害は、資料集としてまとめた。

これらの災害箇所は後背湿地や段丘上微低地、自然堤防背後の低地等にあたる場所が多い。その大半はその後の対策（下水道、排水路の整備、河川断面の改修など）により被害発生はなくなっているが、ごみ投棄等による水路の詰り、溢れ出しの危険性はなくなっていない。

3 土砂災害の履歴

土砂災害は、地すべり、崩壊（山くずれ、崖くずれ。一般には土砂くずれと表現されることも多い。）及び土石流に大きく分類されるが、土砂災害の記録はほとんどない。本市では、土砂災害が発生しやすい山地が広い地域を占めるが、山地部では市街地・宅地等の高度な土地利用があまりなされていないことも土砂災害による被害が少ない要因の一つと考えられる。

ただし、堀河ダム周辺や葛畑地区、楠畑地区では急斜面に沿う道路の周辺で、しばしば小規模な土砂災害が発生している。

【付表 1-3-3-1】 被害一覧表

【付表 1-3-3-2】 大阪府及び本市に影響をおよぼした主な地震

【付表 1-3-3-3】 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の概要と被害状況

第4節 市域の災害特性

本市域全体としての災害特性を、自然条件、社会条件の視点からまとめると、次のとおりである。

1 自然条件（立地環境）からみた災害特性

市域を地形的に大別すると、市城南東部の山地を主とする地域、中央部の丘陵・段丘地域、海岸部の低地地域に区分される。

東部の山地地域は地形特性から地すべり地形、急傾斜地、土石流危険渓流等が多い。

中央部の丘陵・段丘地域は高台に位置し地盤は洪積層を主体とするため、地震災害、浸水被害、土砂災害等の自然災害危険性は全般に低いが、山地に接する区域では背後の渓流からの土石流、斜面等では崩壊、地すべり等に注意する必要がある。

低地地域は豪雨時に浸水被害がたびたび発生しており、浸水被害には今後も注意を要する。この区域は軟弱な地盤の分布区域でもあることから、地震時の振動・液状化被害も発生する可能性が高い。

特に、大規模な津波に対しては、岡田漁港周辺及び大里川水門周辺の市街地において浸水する可能性が高く、男里浜地区の新興住宅区域は元来低湿地帯であり、水害の発生しやすい自然条件の地域を中心に宅地化が進んでいるので注意を要する。

2 社会条件（まち構造、開発状況）からみた災害特性

本市は古来より港と街道を中心に発展してきたまちであり、在来集落、それに隣接する新興住宅地域、在来の耕地区域に道路整備、基盤整備を施した都市化区域、新たに大規模造成を行った新興住宅団地等がある。

主要道路沿い及び山地内、岡田漁港周辺の在来集落区域では、木造住宅が密集し、狭く見通しの悪い道路が多いことから、地震や津波が発生した場合には、建物倒壊や延焼の拡大、避難行動の遅延などの危険性があり、その上、円滑な消防・救助活動も妨げられるおそれがある。

在来集落に隣接する新興住宅地域には、一般にミニ開発が多く、道路幅員、地盤処理、公園等の基盤が未整備なところもある。このため、地震時には在来集落区域と同様に火災延焼・拡大の危険性、円滑な消防活動のできないおそれがある。

樽井駅前、岡田浦駅前、和泉砂川駅前等は、在来集落の周囲に住宅地区が加わり拡大したところであり、商業施設等は不特定多数の利用者が多く、地震時には特に注意が必要である。

高台に位置する新興住宅団地は、地震災害に関する防災上の問題点は比較的少ないが、新規居住者が地域の災害特性、避難体制、避難所、避難路等を熟知し得ない結果、災害時の混乱を招くことも考えられ、避難所の周知等のソフト対策の充実が必要である。

【付表 1-3-4-1】 地区別の地域特性

【付表 1-3-4-2】 地域特性の地区別課題

第4章 災害の想定

第1節 地震・津波被害の想定

1 大阪府による地震被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

活断層及び海溝型地震による府全域での被害想定（府実施）

項目		想定地震		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震 ※2	東南海・南海 地震
		マグニチュード	震度	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6
地震の 規模	震度			4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱
建物全半壊 棟数	全壊			362,576棟	219,222棟	275,316棟	85,700棟	28,142棟	22,341棟
	半壊			329,455棟	212,859棟	244,221棟	93,222棟	41,852棟	47,838棟
出火件数※1				268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)	4(9)
死傷者数	死者			12,728人	6,281人	9,777人	2,521人	338人	99人
	負傷者			148,833人	90,547人	101,294人	45,905人	16,194人	22,027人
り災者数				2,662,962人	1,514,995人	1,900,441人	743,066人	229,628人	242,515人
避難所生活者数				813,924人	454,068人	569,129人	217,440人	66,968人	74,623人
ライフライン	停電			2,003,019軒	601,271軒	886,814軒	408,322軒	147,911軒	78,606軒
	ガス供給停止			2,931千戸	1,276千戸	1,420千戸	642千戸	83千戸	0千戸
	水道断水			544.6万人	372.0万人	489.6万人	230.0万人	110.5万人	78.5万人
	電話不通			913,031加入者	417,047加入者	447,174加入者	171,112加入者	78,889加入者	187加入者

※1： 出火件数は夕刻発生地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

※2： 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

また府では、府全域に及ぶ被害想定とともにこれを各市町村ごとに想定している。以下の表に泉南市に係わる想定を示す。

泉南市における被害の想定（府実施）

想定地震 項目		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震 ※4	東南海・南海 地震
建物被害	全壊棟数	22棟	123棟	0棟	0棟	3,533棟	334棟
	半壊棟数	54棟	279棟	0棟	0棟	3,302棟	620棟
建物被害計		76棟	402棟	0棟	0棟	6,835棟	954棟
炎上出火件数※1		0(0)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件	2(4)件	0(0)件
死者※2		0人	0人	0人	0人	69人	2人
負傷者※3		14人	71人	0人	0人	634人	188人
り災者数		255人	1,239人	0人	0人	24,565人	2,397人
避難所生活者数		74人	360人	0人	0人	7,124人	696人
停電		168軒	757軒	0軒	0軒	27,485軒	2,272軒
ガス供給停止		0千戸	0千戸	0千戸	0千戸	12千戸	0千戸
水道断水		0.2万人	0.8万人	0.0万人	0.0万人	3.1万人	0.8万人
電話不通		521加入者	521加入者	0加入者	0加入者	938加入者	52加入者

※1： 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

※2： 死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計

※3： り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

※4： 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

2 南海トラフ巨大地震の被害想定

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議）は、想定外といわれる東日本大震災の発生を踏まえ、南海トラフ巨大地震による地震・津波の想定は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスとした。

(1) 最大震度

市区町村	最大震度
泉南市	6強

(2) 浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

市区町	浸水面積 ※1 (ha)	最大津波水位 ※2 (T.P. + m)	海面変動影響 開始時間 ※3 (分)	地震発生後 最短到達時間 ※4 (分)
泉南市	110	3.2	29	75

※1： 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上。小数点以下第一位を四捨五入、10ha単位。

※2： 最大津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。小数点以下第二位を切上げ。

※3： 海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cmの変動が生じるまでの時間。

※4： 最短到達時間は、+1mの津波が襲来する時間。

(3) 代表地点における最大津波水位

市区町	代表地点最大津波水位		うち台風期の塑望平均満潮位(T.P. m)
	代表地点	(T.P. m)	
泉南市	岡田漁港	2.5	0.9
	関空Ⅱ期南	2.6	

(4) 建物被害

泉南市	項目	条件・定義	全壊(棟)	半壊(棟)
	総数			772
液状化			214	736
揺れ			488	2,883
津波			1	225
地震火災		冬・18時・1%超過風速	68	—
急傾斜地			1	1
参考	建物総数		23,129	

(5) 人的被害

泉南市(冬)	項目	条件・定義	死者(人)	負傷者(人)	
	総数	《早期避難率が低い場合》 《避難が迅速な場合》		47	743
			18	297	
揺れ[建物倒壊] (内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)		冬・18時	18	292	
津波		早期避難率低 (内、堤防沈下等)	冬・18時	29	446
		(内、津波)		(0)	(0)
		避難迅速化 (内、堤防沈下等)	冬・18時	(29)	(446)
		(内、津波)		(0)	(0)
地震火災		冬・18時・1%超過風速	0	3	
急傾斜地		冬・18時	0	0	
ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物		冬・18時	0	2	
参考	夜間人口		64,403		
	昼間人口		61,087		
泉南市(夏)	項目	条件・定義	死者(人)	負傷者(人)	
	総数	《早期避難率が低い場合》 《避難が迅速な場合》		1,380	712
			14	289	
揺れ[建物倒壊] (内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)		夏・12時	14	289	
津波		早期避難率低 (内、堤防沈下等)	夏・12時	(0)	(0)
		(内、津波)		(1,366)	(423)
		避難迅速化 (内、堤防沈下等)	夏・12時	0	0
		(内、津波)		(0)	(0)
地震火災		夏・12時・1%超過風速	0	0	
急傾斜地		夏・12時	0	0	
ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物		夏・12時	0	0	
参考	夜間人口		64,403		
	昼間人口		61,087		

(6) ライフライン被害

上水道

泉南市	給水人口 (人)	断水率 (%)					
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	約40日後
	62,687	93.2%	54.6%	52.2%	49.5%	17.9%	1.3%

下水道

泉南市	処理人口 (人)	機能支障率 (%)				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	32,226	4.2%	4.2%	3.5%	2.9%	0.0%

電力

泉南市	契約軒数	停電率 (%)					早期受電困難 (%)
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	
	28,438	49.0%	2.3%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%

都市ガス

泉南市	顧客数	供給停止 戸数	復旧対象 戸数	供給停止率 (%)				
				被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	11,106	93	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

通信（固定電話）

泉南市	加入契約者数	復旧対象 契約数※	不通契約数 (%)				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	9,000	5,000	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※:津波浸水の影響を除く

通信（携帯電話）

泉南市	携帯電話 基地局数	通信状況等									
		被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヵ月後	
		停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
	170	58.0%	A	2.3%	—	1.2%	—	0.0%	—	0.0%	—

(7) 交通施設被害

道路

泉南市	道路総延長 (km)	被害箇所数
	206	16

道路閉塞率

泉南市	道路幅員別延長 (km)				道路幅員別閉塞率 (%)			道路リンク 閉塞率 (%)
	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満 道路延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	
	81.6	94.8	6.2	182.6	2.1%	6.6%	13.9%	4.8%

(8) 生活への影響

避難者数

泉南市	1日後			1週間後			1ヵ月後			約40日後		
	避難者数			避難者数			避難者数			避難者数		
	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外
	6,394	4,039	2,355	10,843	5,620	5,223	13,071	3,921	9,150	3,505	1,051	2,453

帰宅困難者数

泉南市	帰宅困難者数 (人)
	7,899

物資

泉南市	飲料水 (ℓ)			食糧 (食)			毛布 (枚)				
	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		備蓄量	必要量	不足量 (7日間)	
		1日~3日間	4日~7日間			1日~3日間	4日~7日間				
	104,032	480,197	387,389	763,553	9,617	69,053	156,143	215,578	1,122	7,009	5,887

医療機能

泉南市	冬18時	
	転院患者数 (人)	医療対応不足数 (人)
	15	71

(9) 災害廃棄物

災害廃棄物等

泉南市	災害廃棄物発生量 (万 t)						津波堆積物発生量 (万 t)	
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災	最小値 (堆積高2.5cm)	最大値 (堆積高4.0cm)

(10) その他

エレベータ内閉じ込め

泉南市	エレベータ設置台数	エレベータ停止台数
	218	39

出典：(1)～(5) 第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
 (6)、(7) 第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
 (8)～(10) 第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

第2節 風水害及びその他災害の想定

本計画の検討にあたっては、本市の地域における地勢・気象・地質等の自然条件、人口・土地利用等の社会的条件並びに過去に発生した災害の経験を勘案し、本市において発生が予想される災害を想定し、これを基礎とした。

その主な災害は、次のとおりである。

1 集中豪雨等異常降雨による災害

- (1) 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水
- (2) ため池の破堤等
- (3) 土砂災害

2 台風による災害

- (1) 強風による家屋の倒壊
- (2) 高潮による浸水
- (3) 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水
- (4) ため池の破堤等
- (5) 土砂災害

3 大規模な火災

- (1) 市街地等の家屋密集地における大規模火災
- (2) 山地における大規模山林火災

4 竜巻による災害

- (1) 強風による家屋の倒壊

5 その他大規模な事故による災害

- (1) 大規模火災
- (2) 危険物事故（石油類、火薬高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）
- (3) 突発性重大事故（航空機事故、列車事故、自動車事故等）

第5章 防災ビジョン

第1節 市の防災課題

泉南市域の自然条件や地域特性からみて、暴風や竜巻、豪雨による風水害、土石流・斜面崩壊・地すべり等の土砂災害及び地震・津波災害、火災やその他大規模な事故等のおそれがあり、これらが都市構造の特質に応じて複合して発生する可能性も考慮しておかなければならない。

これまで、大阪府の地震被害想定（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月））によると、中央構造線系地震が本市に最大で震度7の揺れを起こすことが示され、これに関連して発生が予想される市街地火災、危険物等災害、地盤災害及び津波災害等を併せて想定し、防災対策を講じてきていた。

しかし、平成23年3月11日午後に発生した東日本大震災は、現在の想定を上回る規模の地震が過去に発生していなかったかを、あらゆる手がかりを基に調査検討したうえで、想定を見直す必要性を示した。このため国、府により南海トラフ巨大地震の被害想定が検討公表され、これらを踏まえた対策が必要となっている。

自然災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる必要があり、これらは中長期的な視点から継続的に取組まなければならないものも多い。

そこで、自然災害対策にあつては、その様々な災害リスクを住民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあつては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とし、中長期的展望のもとに自助・共助・公助の各々が果たすべき役割を踏まえつつ防災・減災対策を研究改善し、安全・安心なまちづくりを進める必要がある。

第2節 防災ビジョン

本市は、大阪湾岸に位置するため、直下型地震に加え、南海トラフ巨大地震等に伴う巨大津波による被災も想定され、これら大規模災害による被害を軽減し、また、いち早い復旧・復興に向けた各種取組を、住民・事業者・行政がそれぞれの力を有機的かつ効果的に結集し、総合力を十分に発揮するための防災ビジョンとして基本目標と施策の大綱を、次のように定める。

